

補助金調書

補助金名	緑地保全事業補助金 (保存樹保護育成事業補助金)			担当課 (連絡先)	住宅都市みどり局みどり推進部 みどり推進課(TEL707-1295)
交 付 先	☐ 個人 ☐ 団体	保存樹所有者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期	通年		
(公募の場合) 応募要件	・保存樹の所有者であること。 ・補助対象者(法人の場合は役員を含む)が暴力団員でないこと。 ・本市の市税を滞納していないこと。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	54	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	都市の美観風致を維持するために指定した保存樹の所有者に対し、枯損の防止その他その保存のために行う保存樹の剪定・治療行為に対する費用の補助を行う。				
補助金の終期	設定しない		延長回数		回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定額 ☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 保存行為に係る保存樹1本につき、当該事業費の2分の1相当額(上限30万円、千円未満切り捨て)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度 件 10,208 千円	前年度 件 8,508 千円	前々年度 件 8,831 千円	前々々年度 件 8,670 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	令和6年度は、剪定費補助24件(33本)、治療費補助3件(4本)の補助を行った。				
補助金交付 による効果	保存樹は、長い年月をかけて育てられた貴重な樹木であり、一旦失われると回復が困難である。また、地域のシンボルとしての役割や、緑化啓発の役割、福岡市民の憩いの場の役割も果たしており、後世に残していくべき貴重な財産である。一方、保存樹の維持管理には多大な費用と手間がかかるため、剪定・治療費の一部を補助することで、所有者の負担を一部軽減することができる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。